

奈良県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（一般農道整備事業・西吉野賀北地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

令和元年七月三十一日から同年八月二十一日まで

二 縦覧場所

五條市役所